# 公益社団法人全日本小品盆栽協会 雅風展審查規程

(総則)

- 第1条 この規程は、公益社団法人全日本小品盆栽協会(以下、本協会と称する)「定款」第5条に基づく小品盆栽展覧会(細則5-4)開催にあたり出展されたすべての作品を公平に評価するために定めるものである。
  - 2. 細則5-4小品盆栽展覧会開催規程にある秋雅展、東海雅展、春雅展、九州雅展、北陸雅展の開催における審査は本規定を順守し、細目においては、それぞれの実行委員会で裁定し実行する。

## (審査委員)

- 第2条 審査委員の選任は下記にしたがっておこなう。
  - 1、審査委員長は理事長が指名し、理事会の承認を受けて選出される。
  - 2、審査委員は審査委員長の推薦により理事長が指名する。

### (審査の事前準備)

- 第3条 審査の開始前に下記の事項につきチェックを必ずおこなう。
  - 1、第4条 4、に該当する作品の有無の確認(過去2年間の上位12賞の受賞の有無)をおこなう。
    - 2、出品申し込書の出品区分と審査区分表の一致確認(棚幅の確認)をおこなう。
    - 3、7cm以下、10cm以下の出展作品の全品のチェックをおこなう。 (樹高は鉢の上面から測る。懸崖樹形は天地(上下)で測る。葉は樹高に含むが、**舎利・神・** 実は樹高に含まない)
    - 4、小品盆栽のサイズは20cm以下のものを審査対象とする。ただし、50回展までは 20cmを超えていても、展示席や飾台とのバランスがとれていれば審査対象とする。

# (審査基準)

- 第4条 審査は下記の基準に基づいておこなう。
  - 1、審査時間は作品の審査下見の開始を以て開始する。
  - 2、総合最高得点を20点とする。
  - 3、採点方法は1)樹格、2)鉢合わせ、3)飾りの総合美の3項について次の採点方法により各項を個別に評価し減点法により審査する。
  - 4、過去2年(2回)の上位12賞の受賞作品に出展した盆樹が出展されている作品は、出展者の氏名が変わっている場合でも受賞の対象外とする。
  - 5、新人賞は初出展時のみならず、3回目までの出展者について審査の対象とする。 ただし、一度受賞した者は、その時点で対象から除外するものとする。

#### (審査委員の守秘義務)

- 第5条 審査委員及び補助審査委員は下記のことを守らねばならない。
  - 1、審査会場における審査時間内の私語は禁止する。
  - 2、本審査に当たり、他からの事前の要請、中傷には一切応じてはならない。

- 3、他の関係役員、審査委員同士と作品に対する評価を相談しない。
- 4、採点表に採点者氏名を明記する。
- 5、採点数字は正確明瞭に記入する。
- 6、審査上の不明点、疑問点は審査委員長の指示に従う。

## (採点方法)

- 第6条 審査の採点方法は下記の方法でおこなう。
  - 1、(樹格) ①品位②培養技術度③時代観④完成度を吟味の上総合評価し、減点法で裁定する
  - 2、(鉢合わせ) 盆樹に対する ①調和②古色感③貴重度④持込度を総合評価し、減点法で裁 定する。
  - 3、(飾りの総合美) ①席全体の品位 ②席全体の盆樹の流れの調和 ③盆樹の置く位置 ④ 盆樹の形態と樹格に応じた小卓の選定を総合評価し、減点法で裁定する。
  - 4、上記1、~3、の減点合計を20点から差し引いて審査の評価点とする。 但し、水石飾り・鉢飾りに付いては上記の採点方法に合致しない事も有り、席全体を総合評価し、 盆栽の展示会に相応する作品を選ぶ。採点方法は20点満点からの減点法で審査する。
  - 5、審査員の取扱い出展席は、補助審査委員があたる。

## (審査表の集計)

- 第7条 審査表の集計は下記の方法でおこなう。
  - 1、審査委員の個別審査表は記名式とする。
  - 2、審査表の集計は専任担当者がこれを行う。
  - 3、集計担当採点用紙集計は最高得点数と最低得点数をカットして合計する。
  - 4、出展席別採点表を部門別に纏める。
  - 5、出展席別の上位受賞者の採点表は会場事務所にて実行委員全員に公表する。
  - 6、集計室には集計担当者以外の入室を禁じる。
  - 7、集計担当者は集計業務が終了するまで、途中経過を口外してはならない。

## (細則)

第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が業務執行理事と協議し別に定める。

#### 附則

- この規定は、平成23年4月1日公益社団法人設立登記をもって施行する。
- この規定は、平成24年5月27日をもって改訂施行する。
- この規定は、平成27年12月3日をもって改訂施行する。
- この規定は、平成29年12月5日をもって改訂施行する。
- この規定は、平成30年3月12日をもって改訂施行する。
- この規定は、令和元年10月1日をもって改訂施行する。